

ワンタイムパスワードおよびメール通知パスワードの利用追加規定

ワンタイムパスワードおよびメール通知パスワードの利用に際しては、インターネットバンキングサービスご利用規定（以下「利用規定」といいます。）に加え、後記第1条から第10条までの追加規定（以下「本追加規定」といいます。）を適用します。なお、本追加規定の用語は、特段の定めのない限り、利用規定と同じ意味を持つものとします。

第1条 ワンタイムパスワード機能とは

ワンタイムパスワード機能とは、インターネットバンキングサービスの利用に際し、携帯電話もしくはスマートフォン等（以下「携帯電話機等」といいます。）にインストールされたパスワード生成ソフト（以下「トークン」といいます。）により、生成・表示され、1分毎に変化する可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を、ログインIDおよびログインパスワードに加えて用いることにより、契約者の本人確認を行います。

「ワンタイムパスワード」機能の利用者は、インターネットバンキングサービスのご契約者が対象になります。

第2条 メール通知パスワード機能とは

メール通知パスワード機能とは、インターネットバンキングサービスの利用に際し、契約者のメールアドレスに対してEメールにてお送りする可変的なパスワード（以下「メール通知パスワード」といいます。）を従来の「確認用パスワード」に加えて用いることにより、契約者の本人確認を行います。

「メール通知パスワード」機能の利用者は、インターネットバンキングサービスのご契約者が対象になります。

第3条 利用方法

1. ワンタイムパスワード

(1) トークンの発行

契約者は、「ワンタイムパスワード」機能の利用を希望する場合は、当組合のインターネットバンキングからトークン発行の依頼を行ってください。当組合はトークン発行の依頼を受付けた場合、契約者がトークン発行依頼時に指定した携帯電話機等のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト（以下「アプリ」といいます。）を取得するためのURL、サービスID、ユーザIDが記載されていますので、契約者は当該URLより携帯電話機等にアプリをダウンロードし、当該アプリにサービスID、ユーザIDおよび契約者がトークン発行依頼時に指定した「利用開始パスワード」を正確に入力して、トークンを取得します。

(2) ワンタイムパスワードの利用開始

契約者は、インターネットバンキングより「ワンタイムパスワード」利用開始手続きを行ってください。「ワンタイムパスワード」利用開始手続きでは、契約者はトークンに表示されている「ワンタイムパスワード」を当組合所定の方法により正確に入力するものとします。当組合が受信し、認識した「ワンタイムパスワード」が、当組合が保有している「ワンタイムパス

ワード」と一致した場合には、当組合は契約者からの「ワンタイムパスワード」利用開始の依頼とみなし、「ワンタイムパスワード」サービスの提供を開始します。

(3) ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

「ワンタイムパスワード」サービスの利用開始後は、当組合はインターネットバンキングの当組合所定の取引について、ログインIDおよびログインパスワードに加え、「ワンタイムパスワード」による本人確認の手続きを行いますので、「ワンタイムパスワード」等を当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信し、認識した「ワンタイムパスワード」等が、当組合が保有する「ワンタイムパスワード」等と一致した場合には、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

(4) ワンタイムパスワードの利用解除

トークンをインストールした携帯電話機等の変更や「ワンタイムパスワード」機能の利用の中止を希望する場合等は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、契約者の本人確認手続きに、「ワンタイムパスワード」の入力が不要となります。なお、「ワンタイムパスワード」利用解除の手続きを完了した後に、再度「ワンタイムパスワード」の利用を希望する場合は、前記(1)および(2)の手続きを行ってください。ただし、前記(1)および(2)の手続きが行えるのは、「ワンタイムパスワード」利用解除日の翌日以降となります。

2. メール通知パスワード

(1) メール通知パスワードの通知

契約者は、「メール通知パスワード」機能の利用を希望する場合は、インターネットバンキングから「メール通知パスワード」利用開始手続きを行ってください。「メール通知パスワード」利用開始後は、当組合所定のお取引を選択された時点で契約者のメールアドレスに対して「メール通知パスワード」が記載されたEメールをお送りします。

(2) メール通知パスワードによる本人確認手続

当組合はインターネットバンキングの当組合所定の取引について、確認用パスワードに加え、「メール通知パスワード」による本人確認の手続きを行いますので、「メール通知パスワード」を当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信し、認識した「メール通知パスワード」が、当組合が保有する「メール通知パスワード」と一致した場合には、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

第4条 トークンの有効期限

トークンの有効期限は、トークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、その旨をトークンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。

第5条 ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

「ワンタイムパスワード」およびトークンをインストールした携帯電話機等は、契約者ご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失、盗難等に遭わないように十分注意してください。トークンをインストールした携帯電話機等を紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電話等により当組合に連絡するとともに、契約者から当組合に対し当組合所定の方法により届出を行っ

てください。当組合はこの連絡を受付けたときは、直ちにインターネットバンキングの取り扱いを停止します。なお、当組合への届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第6条 メール通知パスワードの有効期限および管理

「メール通知パスワード」はお客様がログアウト、または「メール通知パスワード」が再度発行されるまで有効です。メールアドレス変更時、変更後のメールアドレスに新しい「メール通知パスワード」が送信されます。ログイン中は契約者ご自身で厳重に管理し、他人に知られないよう十分注意してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。

第7条 利用停止

当組合が保有する「ワンタイムパスワード」もしくは「メール通知パスワード」と異なる内容で当組合所定の回数以上連続して「ワンタイムパスワード」もしくは「メール通知パスワード」が入力された場合は、当組合はインターネットバンキングの利用を停止します。再度、インターネットバンキングの利用を希望する場合は、当組合所定の方法により届出を行ってください。

第8条 免責事項

1. 前記第3条1.（3）もしくは第3条2.（2）の本人確認手続きを経たのち取引を行ったうへは、当組合は依頼者を契約者とみなし、不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
2. 「ワンタイムパスワード」機能において、トークンの不具合等により取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
3. 「メール通知パスワード」機能において、Eメールの不達等により、取扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

第9条 規定の変更

当組合は本追加規定の内容を、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、なお、当組合の責めによる場合を除き、規定の変更によって損害が生じたとしても当組合は責任を負いません。

第10条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、利用規定と、関係する当組合の他の規定等により取扱いします。

以上

(令和2年4月1日)